

学生支援センターは、たくさんの学生、教職員が利用します。
下記のマナーを守りましょう!

- 帽子、マフラー、サングラスなどは外しましょう。
- センター内での、飲食は禁止です。
- 携帯電話の通話は禁止です。
- 通路で広がって通行の妨げにならないようにしましょう。
- 窓口では、用件を話す前に学籍番号、氏名を告げましょう。

◎こんなときは学生部へ行こう。

生活支援課

① 学生証に関すること

→P66へ

学生証を無くしてしまった!

紛失後、直ちに「再発行仮学生証(申請書)」(証明書自動発行機で購入)を提出し、再発行の手続きを取りましょう。発行までに2週間ほどかかりますので、その間は「仮学生証(再発行手続中)」を携帯してください。

試験なのに学生証を忘れてしまった!

窓口でパスワードを確認の上、証明書自動発行機で「仮学生証」を購入してください(100円)。
仮学生証は当日のみ有効です。

証明書自動発行機が磁気を読み取ってくれない

学生証を持って、窓口に来てください。
(証明書自動発行機の利用方法はP67を参照)

② 通学定期券・エコルカード等の購入に関すること →P70へ

通学定期券・エコルカード等を買いたい

JR・西鉄・地下鉄・昭和バスで通学定期券やエコルカード等を利用して通学する場合は、P70「通学」を参照し、生活支援課配布の申し込み用紙を利用してください。

学割証がほしい

証明書自動発行機で「学校学生生徒旅客運賃割引証」を発行します。(無料)
JRの場合は利用区間が片道101キロ以上ある場合に乗車券が2割引で購入できます。(3カ月間有効)

③ 学生生活に関すること

1週間以上欠席した

「欠席届(長期欠席)」を提出してください。1週間を超えない場合は届け出る必要はありません。

忌引で休んだ

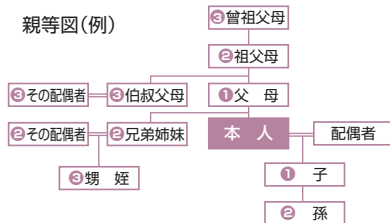
1週間以内に「忌引届」を提出してください。なお、忌引として認められる日数は死亡の日を含め右図(例)のとおりです。

※授業欠席に関しては、学修支援課で忌引届(教員提出用)を受け取り教科担当者へ提出してください。

住所や電話番号が変わった

変更後、直ちに「住所変更届」を提出してください。

親等図(例)



- ① 親等…7日以内
 - ② 親等…5日以内
 - ③ 親等…3日以内
- (本学の定める休業日及び休講日を含む)

改姓した、保護者が変わった

改姓したり保護者が変わった場合は、変更後、直ちに「本人氏名変更届」または「保護者氏名変更届」を提出してください。

学内で物品を無くした、学内で物品を拾った

学内で物品を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。また、落とし物を拾った場合は生活支援課へ届け出てください。なお、届けられた拾得物は2号館3階に保管してありますので、紛失した場合は確認してください。
保管期間は3ヶ月です。

④ 休退復学に関すること 休学や退学の相談は、まず指導主任の先生に相談してみましょう。

休学したい

3カ月以上修学できない場合は、学長の許可を得て休学することができます。指導主任の先生に相談のうえ「休学願」を提出してください。休学の期間は原則として1年以内です。

休学していたが、復学したい

指導主任の先生と相談したうえで「復学願」を提出してください。

退学したい

指導主任の先生と相談したうえで「退学願」を提出してください。

※指導主任 学生生活が円滑に運ばれるよう、各クラスには教育経験豊かな教員が指導主任として選任されています。履修・試験・休学・退学についてはもちろん、一身上の問題など生活全般についても遠慮なく相談してください。

⑤ 傷害保険や奨学金などの相談

授業中やサークル活動中にケガをした

直ちに生活支援課に相談してください。学生教育研究災害傷害保険により、保険金が支払われる場合があります(P99参照)。中村学園学生総合保障制度(任意加入)に加入している方は、(南)ジーエヌサービス(Tel092-481-0392)にも併せて相談してください。

アパートや下宿を紹介してほしい

(株)学生情報センターを通じて物件の案内を行っています。(P83参照)

奨学金を借りたい

本学では日本学生支援機構奨学金をはじめ、各種奨学金を取り扱っていますので希望者はご相談ください。(P81参照)なお、奨学金の申し込み期間や条件等は掲示板にてお知らせしています。日本学生支援機構奨学金については毎年4月に募集説明会を行います。希望者は奨学金掲示板で日程を確認の上、必ず出席してください。

退寮したい

寮は年度途中での退寮は認められていません。特別な事情がある場合は、まず寮監に相談してください。

⑥ その他

ボランティアの情報が知りたい

各ボランティア団体から送られてきた案内を随時掲示しています。詳しくは、生活支援課に相談してください。

学内に自動車を乗り入れたい

原則として自動車の学内乗り入れはできません。特別な事情がある場合は生活支援課に相談してください。

休日に登校したい、20時以降に学内に残りたい

生活支援課に「夜間・休日における施設使用願」を提出して許可を受けてください。また、登下校時には総務課窓口にて来訪者名簿に必要事項を記入してください。

携帯電話を充電したい

充電器を持参すれば、生活支援課や2号館3F、4号館2Fエレベーターホールで無料充電サービスを行っています。

学内の施設を利用したい

印刷物の配布、販売やポスター等を掲示したい

希望日の7日前(休業日を除く)までに許可を得る必要があります。詳しくは生活支援課で相談してください。

学内の施設や備品を破損した

破損したら直ちに文書か口頭で、届け出てください。

個人の研究や調査等のために学外で活動を行いたい

活動開始の5日前までに「他行届」を提出してください。